

## 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 当該要綱は、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成28年尼崎市条例第29号。以下「条例」という。）に基づき設置される尼崎市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に定める事項を所掌する。  
(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進  
(2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換  
(3) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、条例第2条各号のうちから市長が選任した別表に掲げる委員20人以内で組織する。

### (会議)

第4条 会議は、原則として定例会を年2回開催する。  
2 会長は、必要に応じて臨時会を招集することができる。  
3 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、会長にあらかじめ申し出たうえで、当該委員が所属する機関及び団体の中から代理者を出席させることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）第24条の規定に基づき、原則公開する。ただし、同条各号に掲げる場合で、協議会が認めた場合は、会議の一部または全部を非公開とすることができる。  
2 前項の規定による公開は、会議の傍聴及び会議結果（議事録）の公表により行い、会議の傍聴については、別に定める。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長事務部局において、いじめ防止対策推進法を所掌する課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

学校（尼崎市生徒指導推進協議会会長）
学校（高等学校生徒指導連絡協議会会長）
学校（中学校生徒指導研究協議会会長）
学校（小学校生徒指導研究協議会会長）
学校（高等学校生徒指導連絡協議会幹事）
学校（中学校生徒指導研究協議会幹事長）
学校（小学校生徒指導研究協議会幹事長）
市（ダイバーシティ推進課長）
市（こども青少年課長）
市（こどもの人権擁護担当課長）
教育委員会（いじめ防止生徒指導担当課長）
教育委員会（特別支援教育担当課長）
教育委員会（こども教育支援課長）
児童相談所（西宮こども家庭センター代表者）
法務局（神戸地方法務局尼崎支局代表者）
警察（尼崎少年サポートセンター代表者）
関係団体（尼崎市PTA連合会代表者）
関係団体（尼崎市民生児童委員協議会連合会代表者）
関係団体（尼崎市少年補導委員連絡協議会代表者）
関係団体（尼崎人権擁護委員協議会代表者）